大山崎町広報板使用許可申請書

		令和 年 月 日
大山崎町長 様		
	申請者	住所
		T 6
		氏名
		(団体名(団体の場合)
		代表者または責任者名
		連絡先 TEL
下記の内容のとおり、大山崎町広報板を使用したいので許可されるよう申請 します。 なお、期間終了後は、速やかに掲示物を取り除くことを誓約します。		
		•
	Ì	記
1. 掲示物の内容		
I. 10/1.100 07 1 1/0		
2. 掲示する広報板	□ 全部(44)	カ所)
	□ 一部 (カ所)
3. 掲示期間) 1 カ月間
	□ 許可日 ~	令和 年 月 日 (一カ月以内)
	□ 令和	<u> </u>
	□ <u> 11 \ 1</u>	<u>ト カ ロ</u> <u>~令和 年 月 日</u>
	(一カ)	リスト

※申請は2ヵ月前から行えます(例・8月1日~8月31日の申請受付は6月1日以降可)

大山崎町広報板の掲示使用に関する内規

- 1 広報板に掲示できるものは次のいずれかに該当するものであることとする。
 - ア 大山崎町の行事や催し物に関するもの
 - イ 大山崎町または大山崎町教育委員会が後援するもの
 - ウ 国・その他の行政機関が発行もしくは後援するもの
 - エ その他、町長が適当と認めるもの

ただし、次の項目のいずれかに該当するものは掲示をお断りします。

- (1) 宗教に関するもの
- (2) 政治に関するもの
- (3) 営利に関するもの(もしくは営利目的であると誤解を招くもの)
- (4) 個人が主催する催し等に関するもの、または個人的な内容のもの
- (5) その他、町長が適当でないと認めるもの

2 掲示手続き

町長あてに、掲示物を添えて、別紙申請書を提出し、許可証の交付を 受けて掲示するものとする。

許可証は掲示開始日の1週間前から交付を受けることができるものとする。

申請は2カ月前から行えるものとする(例・8月1日~8月31日の申請受付は6月1日以降申請可とする)。

3 掲示期間

掲示期間は以下の場合を除いて、1 か月間を超えることはできないものとする。

- (1) 自治会、管理組合の住民団体のお知らせをする掲示。ただし、当申請の住民団体の区域内にある広報板に掲示する場合に限る。
- (2) その他、特別に必要なものと認めるとき

なお、(1)(2)の場合、掲示期間は年度を超えない範囲とする。

4 その他

申請者の責任において掲示し、掲示期間終了後は速やかに撤去するものとする。